

公 告

下記により一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上参加されたい。

記

- | | |
|------------------|---|
| 1 競争入札に
付する事項 | (1) 件名 燃料施設部品交換 (カルバート)
(2) 履行期限 令和6年6月30日
(3) 履行場所 航空自衛隊三沢基地 |
| 2 入札日時 | 令和6年4月23日 (火) 14時30分 |
| 3 入札場所 | 航空自衛隊三沢基地 (合同庁舎 1階会計隊入札室) |
| 4 参加資格 | (1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当する者でないこと。
(2) 防衛省競争参加資格 (全省庁統一資格) 「役務の提供等」のD等級以上に格付けされた東北地域の競争参加資格を有する者。
(3) 防衛装備庁長官から又は航空幕僚長等から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(4) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。 |
| 5 入札方法 | 落札判定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった価格の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 |
| 6 保証金 | 入札保証金及び契約保証金 免除 |
| 7 入札の無効 | 4の参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に反した入札は、無効とする。 |
| 8 契約書等作成の有無 | 有 |
| 9 契約の方法 | 確定契約 |
| 10 契約条項を示す場所 | 航空自衛隊三沢基地第3航空団会計隊事務室
航空自衛隊三沢基地ホームページ |
| 11 郵便入札の可否 | 許可 ※ 事前に申し出ること。 |
| 12 その他 | (1) 入札保証金の納付を免除してあるが、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。
(2) 入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって申し込みがあったものとする。
(3) 入札の参加を希望するものは、入札日までに、入札書及び上記の参加資格の写しを契約担当官まで提出すること。
(4) 本書記載事項の詳細については、会計隊契約班に照会のこと。
TEL (0176) 53-4121 (内線: 3287・3671)
FAX (0176) 53-5464 担当: 高田 |

入札書

貴通知・公告に対し、入札心得・契約条項等承知のうえ、表記のとおり提出します。
令和6年4月23日

(住所)

契約担当官
航空自衛隊第3航空団
会計隊長 守本 孝明 殿

(氏名)

㊞

品名 (件名)	規格	単位	数量	単価	金額
燃料施設部品交換 (カルバー ト)	仕様書のとおり	式	1		
	以下余白				
総額 ￥					
申込者の条件	履行期限： 令和6年6月30日 履行場所： 航空自衛隊三沢基地 (その他) 税抜				

「記載事項」

- 不要な字句は適宜抹消して使用すること。
- 品名点数が少ないときは余白の欄に斜線すること。
- 2葉以上使用するときは総額欄は次葉へつづくとし最後の用紙に総額を記載すること。

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	燃料施設部品交換	三基 LPS-X-00039	
		承認	令和5年 9月15日
		作成	令和5年 8月 2日
		改正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
作成部隊等名	第3航空団基地業務群施設隊		

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、後述する履行場所における燃料施設部品交換（以下「本役務」という。）について適用する。

1.2 履行場所

青森県三沢市大字三沢字後久保125-7（航空自衛隊三沢基地）とする。細部は、特記事項（別紙）による。

1.3 役務内容

燃料施設部品交換とする。細部は、特記事項（別紙）による。

1.4 関連文書

本仕様書に記載されていない事項は、次を適用する。また、その時点における最新のものとする。

- a) 国土交通大臣官房官庁制定「建築保全業務共通仕様書」
- b) 国土交通大臣官房官庁制定「営繕工事写真要領」
- c) その他関係法令、上記の下位諸法令及び地方公共団体等の関係各条例並びに規則類

2 一般共通事項

2.1 現場代理人の責務

契約相手方は、着工前に現場代理人を通知するものとする（部隊定型様式）。現場代理人は、関係法令に従い、本役務の履行に伴う災害防止及び環境保全に努めるものとする。また、本役務に携わる現場作業員に対し、本仕様書及び監督官の指示を周知徹底させるものとする。

2.2 役務着工届

契約相手方は、着工開始日を役務着工届（部隊定型様式）にて通知するものとする。

2.3 工程表

契約相手方は、事前に作業工程及び日時を記載した工程表を作成し、監督官の承認を得るものとする。

2.4 疑義に対する協議

本仕様書に定められた内容と関連文書等に相違のある場合又は現場の納まり、取り合い等の関係で本仕様書によることが困難又は不都合な場合は、監督官と協議し、打合せ簿（部隊定型様式）に記録するものとする。

品名又は件名	燃料施設部品交換
--------	----------

2.5 役務現場管理

- a) 役務現場への立入りは、監督官の承認を得ること。また、次に示す事項は、厳に慎むこと。
- 1) 役務現場区域外への立入り
 - 2) 指定場所以外での喫煙、火気の使用
 - 3) 役務に関係のない場所の撮影
- b) 本役務における作業時間は、08時15分から17時00分を基本とする。
なお、作業期間中の休日（土曜日、日曜日、祝日等）及びその他監督官が指定する日を原則、作業不能日とする。
- c) 部隊任務遂行上、作業日時の変更及び中断を指示された場合は、速やかに従わなければならない。
- d) 本役務に関連し、付帯設備を破損した場合は、直ちに監督官へ報告するとともに契約相手方の負担において速やかに復旧するものとする。
- e) 本役務の履行に伴う災害及び公害の防止は、関係法令に従い適切に処置するとともに、次の事項を遵守しなければならない。
- 1) 安全は、すべて契約相手方の責任とする。
 - 2) 第三者に災害及び公害の影響を及ぼしてはならない。
 - 3) 災害及び公害が発生した場合は、速やかに適切な処置をとるとともに、その経緯を直ちに監督官に報告するものとする。
- f) 契約相手方は、本役務において基地の電気及び水道を使用する必要がある場合は、監督官と協議するものとする。
- g) 作業終了時は、本役務に関連する部分（進入口を含む）の清掃及び後片付けを行うものとする。

2.6 材料検査

材料は、履行場所に搬入するごとに、監督官に報告するものとし、材料の種別ごとに材料検査簿（部隊定型様式）を添えて、検査を受けるものとする。

2.7 発生材の処理

金物等の発生材は、特記事項（別紙）に示す発生材集積場所に整理収集し、発生材報告書（部隊定型様式）を添えて引き渡すものとする。

2.8 役務写真

役務写真の撮影は、作業前、作業中及び完了後とし、各工程に従い、位置及び規格が仕様書と対照して確認出来るように説明事項を記載した黒板等を添えて同一箇所を同一方向から撮影すること。カメラは、200万画素以上のデジタルカメラを使用するものとする。

2.9 完了検査

すべての作業終了後、検査官による履行場所の完了確認を受けるものとする。また、完了通知書（部隊定型様式）及び引渡書（部隊定型様式）を含む全必要書類を提出後、検査官の書類検査をもって役務完了とする。

品名又は件名	燃料施設部品交換
--------	----------

2.10 提出書類

提出書類は、以下のとおりとする。

No	書類名	部数	備考
1	現場代理人等通知書	1	部隊定型様式
2	役務着工届	1	部隊定型様式
3	工程表	1	契約相手方所定（作業工程, 日時を記載）
4	自衛隊工事従事者入門申請書	3	部隊定型様式（証明写真5枚添付）
5	臨時立入申請書	—	監督官の指示による。
6	打合せ簿	1	部隊定型様式, 必要に応じ
7	材料検査簿	1	部隊定型様式
8	発生材報告書	1	部隊定型様式
9	役務写真	1	契約相手方所定（カラー印刷, アルバム整理）
10	完了通知書	1	部隊定型様式
11	引渡書	1	部隊定型様式
12	その他監督官の指示する書類	—	その都度

特記事項	品名又は件名	燃料施設部品交換（カルバート）
	履行場所	航空自衛隊三沢基地

1 特記事項

1.1 履行場所及び役務内容

履行場所は、付図第1～2のとおりとする。役務内容は、次のとおりとするほか、細部は、付図第3のとおりとする。

- a) 北バルブと南バルブを閉止し燃料配管の燃料を回収し、後述する部品を交換するものとする。
- b) 部品交換後のフランジは、防食テープにより防食処置を施すこと。また、ボルト・ナットについては、塗装するものとする。
- c) 部品交換後、試運転を実施し、漏れ等がないことを確認するものとする。
- d) 部品交換時に出た燃料については、契約相手方所定のローリー車に回収し、官側指定の燃料受け入れ口へ戻すものとする。

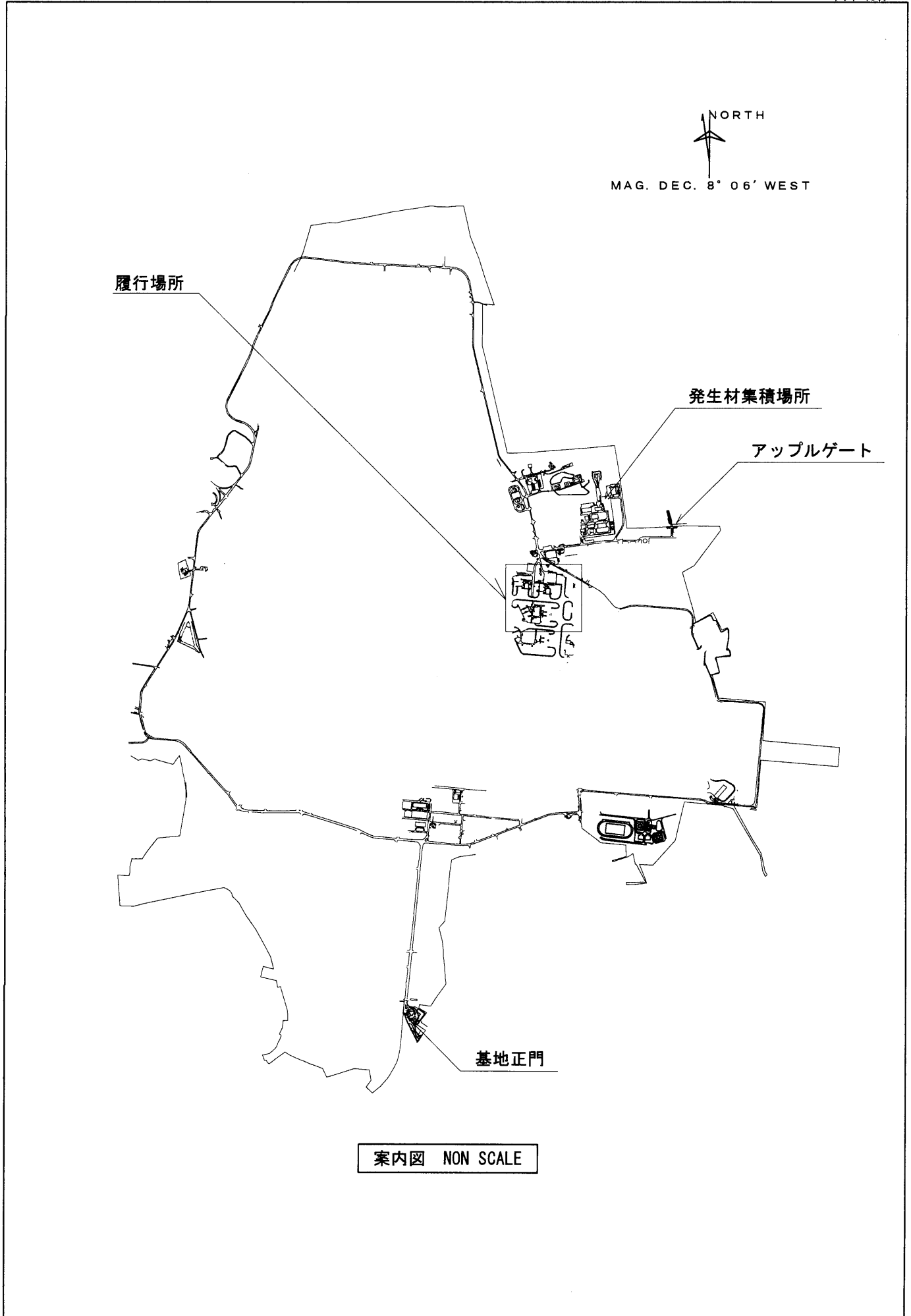
1.2 交換部品

名称	規格	数量	単位	備考
絶縁ボルト・ナット	1-UNC×165L	24	組	新品かつ同等品以上
絶縁ガスケット	150LB×350A	2	枚	新品かつ同等品以上
防食テープ	JIS Z 1901 幅 50 mm	1	式	新品かつ同等品以上

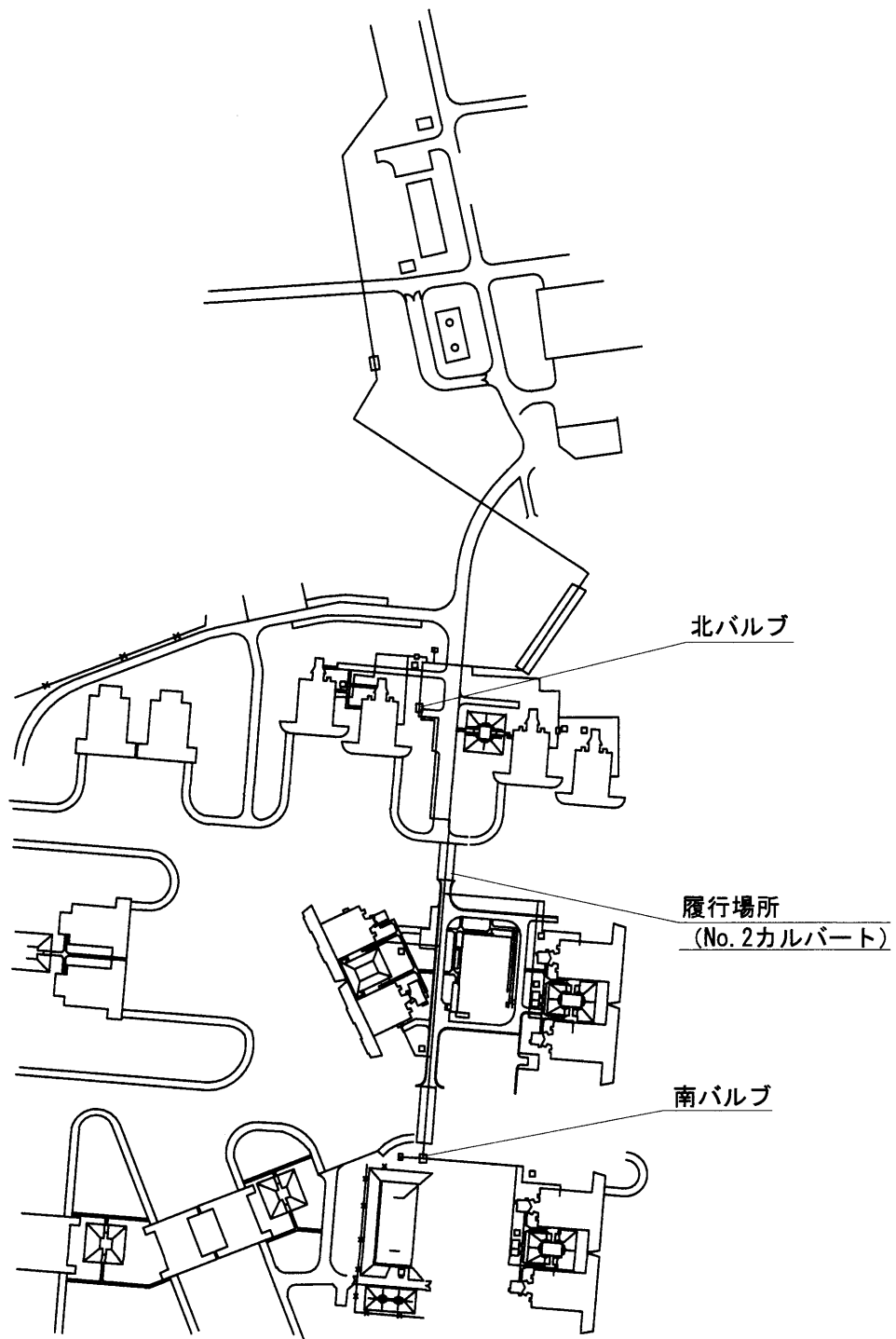
1.3 安全処置要領

作業に際し、契約相手方は、次による安全処置を実施するものとする。

- a) 地下ピットの進入にあたっては送風機等の換気装置を使用し換気を行うものとし、使用換気装置は防爆処置を施すものとする。
- b) 地下ピットに進入にあたり内部のガス検知の結果、安全であることを確認したうえで進入すること。
- c) 補修を行う際は、防爆用工具を用いて、衝撃等によってスパークが発生しないよう十分注意すること。
- d) 作業に必要な資材、器材は確実にアースを取ること。また、人体についてもアース棒等により滞留した静電気を除去すること。

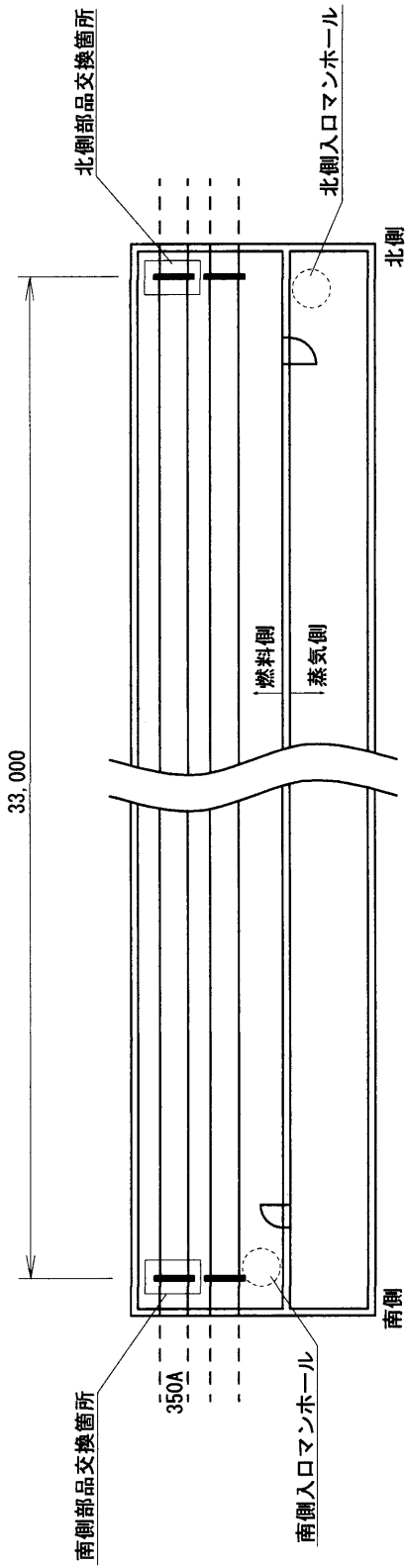


案内図 NON SCALE

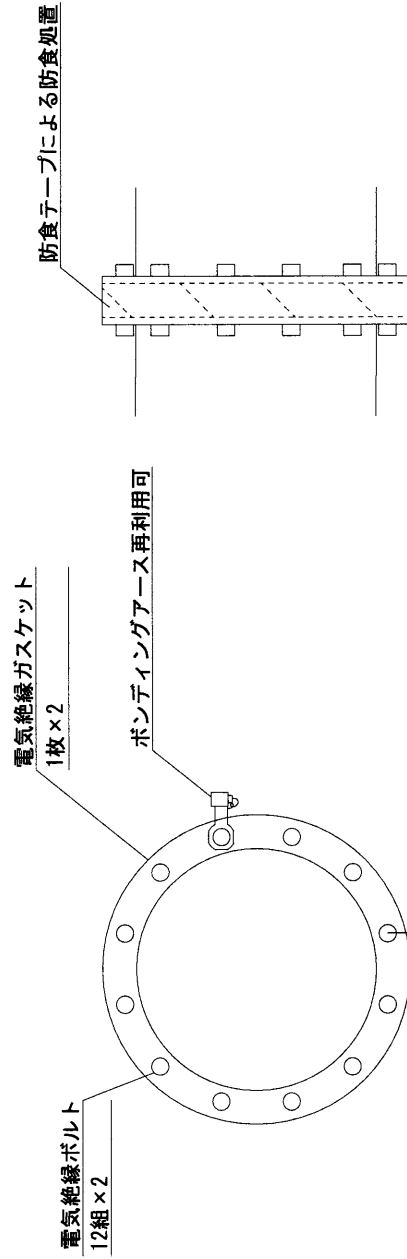


※北バルブから南バルブまでの
配管の長さは323m

履行場所配置図 NON SCALE



No. 2カルバレータ詳細平面図 NON SCALE



※北側及び南側，同図

補修箇所フランジ詳細図